

兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会の公開の取扱い

【懇話会公開の取扱い】

区 分	公開・非公開の別
懇話会開催要綱	公 開
委員に関する事項 (氏名・役職・所属団体)	公 開
会 議	公開、部分公開、非公開について、 第 1 回懇話会で決定
会議資料、議事録	公 開 (個人情報等を除く)

【非公開要件】

- ①情報公開条例第 6 条各号に該当する情報について審議等を行う場合
- ・個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがある場合
 - ・法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合
 - ・審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、素直な意見の交換等が損なわれるおそれがある場合
- ②公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(参考)：あり方検討委員会では、第 1 回委員会において、事務局説明は公開し、意見交換は非公開とされた。